

第2期  
天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画  
(概要)

天理市  
天理市社会福祉協議会



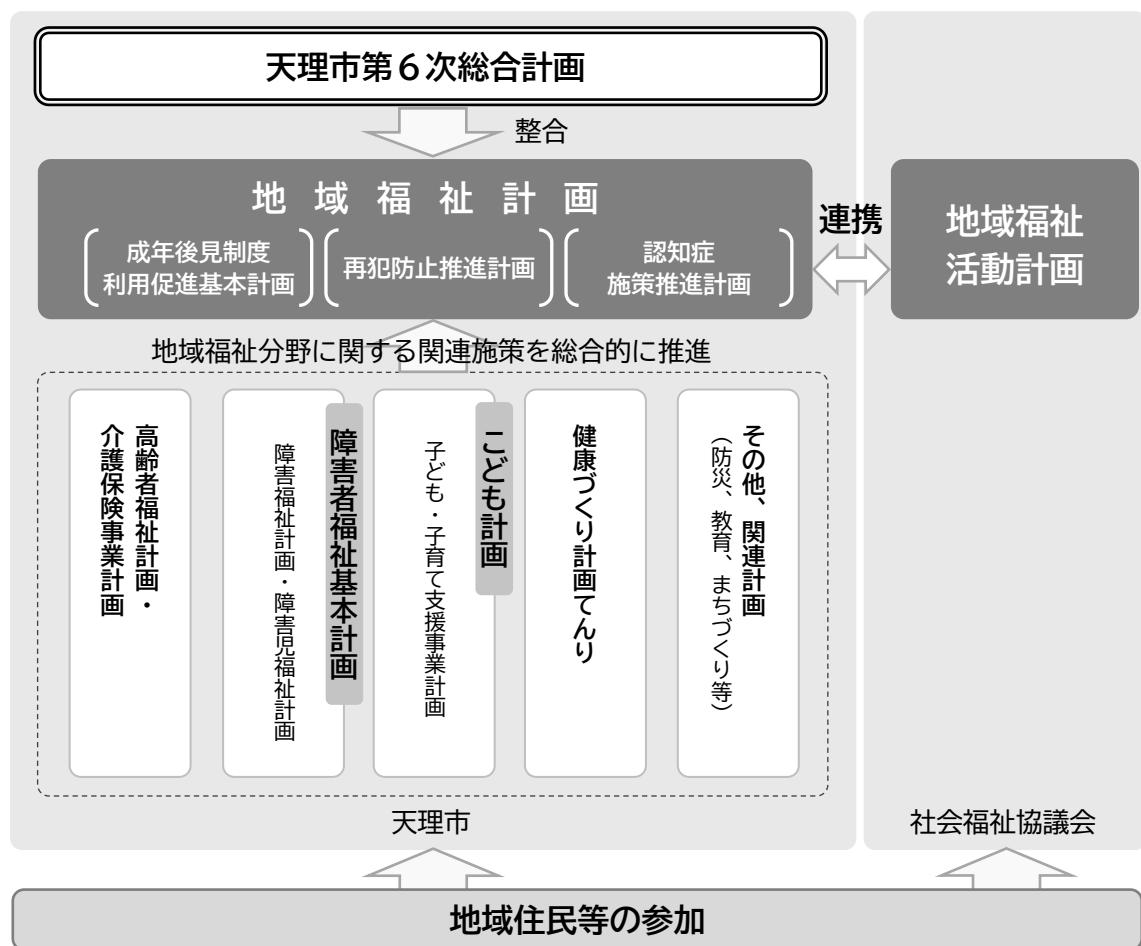
## 1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、こどもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

## 2 計画策定の趣旨

本市においては、令和3年6月に「天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第1期計画）」を策定し、個別の保健福祉計画を内包する総合的・包括的な計画として位置付け、地域福祉に関わる取組の実施状況や社会経済情勢、市民のニーズなどを踏まえつつ、地域福祉計画と地域福祉活動計画とを一体的に策定した計画として、福祉の推進を図ってきました。

このたび、第1期計画が令和7年度に終了することから、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本市のさらなる地域福祉の推進を目指して「天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期計画）」を策定します。



## S D G s との関係

S D G s の理念は、人々が安心して暮らせるような持続的なまちづくりを推進する地域共生社会の実現と関連の深いゴールも多く、本計画では、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」などの視点をもって、地域福祉を推進していきます。

17の持続可能な開発目標

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度として令和12年度までの5年間を計画期間とします。

## 5 基本理念

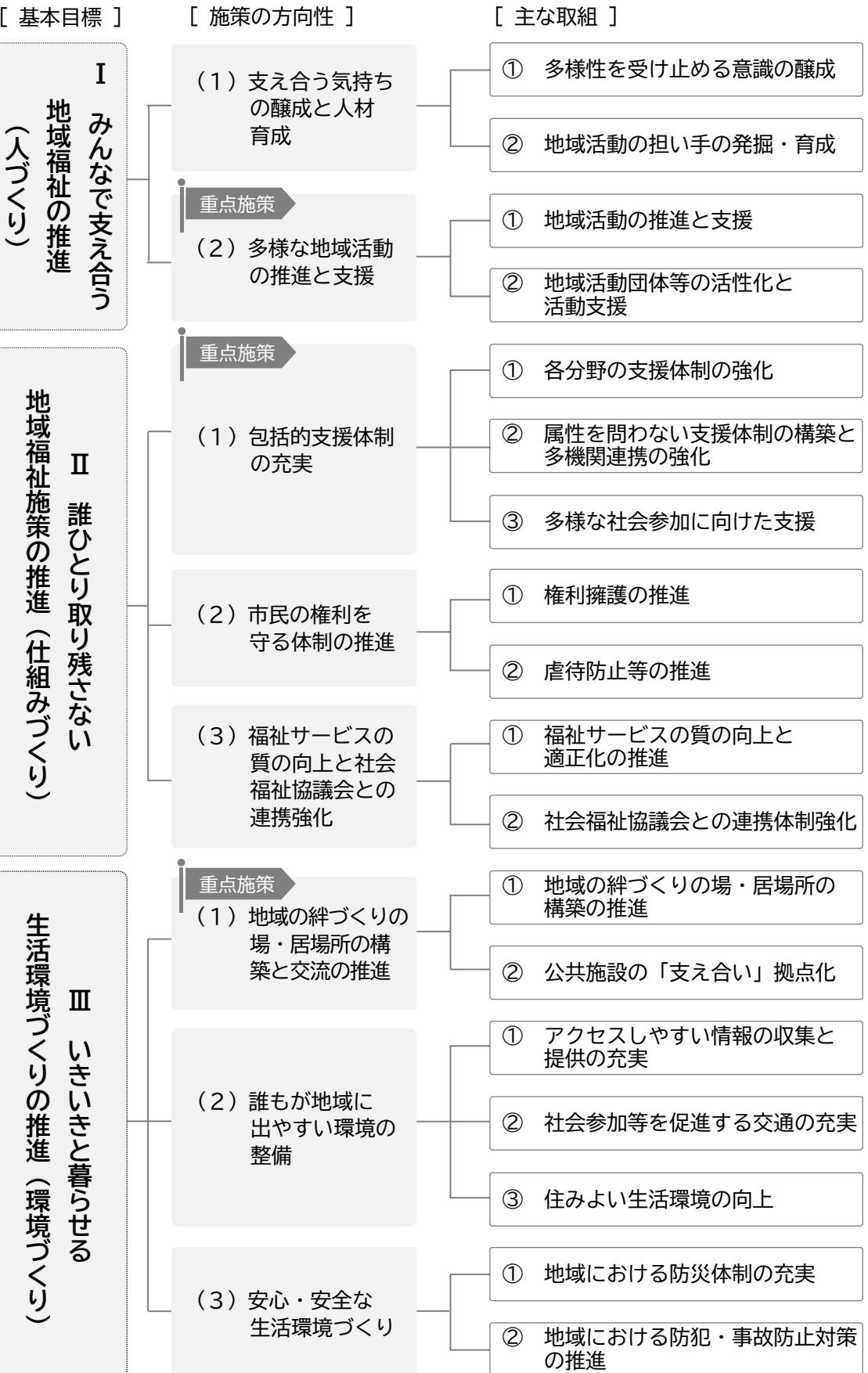
誰もが地域で安心して暮らし、  
お互いが支え合い、  
思いやりと生きがいのあるまち・天理

「天理市第6次総合計画」における福祉分野の政策方針である「誰もが地域で安心して健やかに暮らせる『福祉』の充実」のもと、天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第1期計画）の基本理念『誰もが地域で安心して暮らし、お互いが支え合い、思いやりと生きがいのあるまち・天理』を継承し、こどもから高齢者まで属性や世代、障害の有無にかかわらず、地域で暮らすすべての人々が互いに支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちの実現を目指します。

## 6 地域福祉計画・地域福祉活動計画施策の体系

[ 基本理念 ] [ 基本目標 ]

誰もが地域で安心して暮らしお互いが支え合い、思いやりと生きがいのあるまち・天理



## 7

# 地域福祉計画に基づく重点施策の主な取組

## I. みんなで支え合う地域福祉の推進（人づくり）

### 重点施策 多様な地域活動の推進と支援

住民の主体性と団体連携を強化することで、地域活動を推進し、交流による課題解決で、安心して自立できる地域社会の構築を目指します。

#### 主な取組

移動販売による買い物支援の強化	イチカによる支え合い活動（イチカプラス）の推進
活脳教室・活脳クラブの充実	ハローパートナーシップによる結婚応援
中山間部への農村RMOの推進	
地域とともにある学校づくり（コミュニティスクール/学校地域パートナーシップ事業）	
民生委員協力員制度	
日本赤十字社天理市地区奉仕団・更生保護ボランティアへの活動支援	など

#### 社会福祉協議会の取組

赤い羽根共同募金運動の実施	善意銀行の運用
民生児童委員協議会の活動支援	長寿会連合会の活動支援
障害者福祉団体連合会の活動支援	フードバンク天理の共同事務局の運営

## II. 誰ひとり取り残さない地域福祉施策の推進（仕組みづくり）

### 重点施策 包括的支援体制の充実

行政、市民、多機関連携で、子育てから就労まで縦横断的支援体制を確立し、安心して自立・共生できる地域社会を実現します。

#### 主な取組

社会福祉協議会と連携した生活困窮者自立支援制度の充実	高齢者のための地域づくり体制の促進
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進	家庭児童相談・女性相談支援室の機能強化
障害のある人や生活困窮者のための相談支援の充実	ヤングケアラーの支援
地域包括ケアシステムの深化・推進	不登校児童・生徒支援（ほっとスクール）
こども家庭センターの機能の充実	
ひとり親支援の充実	
ほっとステーションによる支援システムの推進	
子ども・若者支援でんりネットワーク（夢てんり）の推進	
天理市包括的支援体制「てんりシフト」（仮）	など

#### 社会福祉協議会の取組

生活福祉資金等事務の受託	緊急食糧支援事業の受託
生活困窮者自立支援事業の受託に向けた情報収集及び整理の実施	
心配ごと相談の実施	包括的支援体制の整備実施に向けた市との連携

## III. いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進（環境づくり）

### 重点施策 地域の絆づくりの場・居場所の構築と交流の推進

多世代交流と公共施設の拠点化を進め、こども食堂など住民主体の活動で絆を深め、安心の地域共生社会を推進します。

#### 主な取組

みんなの学校プロジェクトを通して、多世代コミュニティの構築の促進	
高齢者の通いの場等の提供	こども食堂の活動支援強化
地域包括ケア広場（まちかど相談室）による介護予防への取組	
地域子育て支援拠点の充実	
御経野児童館の利活用	など

#### 社会福祉協議会の取組

ふれあいサロンへの支援	ふれあい教室の実施
障害者ふれあいセンターの運営	

## 8 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進するためには、活動圏域ごとに求められる機能を活かしながら、地域福祉に関わるすべての者が連携して取り組むことが重要です。

住民に近い地域では、民生委員や児童委員、各種事業者、そして福祉活動に取り組む人たちが協力し、ネットワークを充実させるとともに情報交換を活発に行うことで、問題の早期発見・解決が可能となります。

一方、市圏域においては、保健、医療、福祉などの課題に迅速かつ効果的に対応するため、市の担当課だけでなく各福祉関係機関や福祉施設との連携、関係部署間での連絡・調整や協力体制の整備が求められています。さらに、各種会議や研修会を通じて、福祉ネットワークの強化と充実を図っていくことが重要です。

## 9 計画の進行管理・評価

本計画を総合的に推進していくため、設定した定量的指標により施策の評価をするとともに、数値などでは計ることのできない利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行うことができるよう、市民参加の視点から意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換などを適宜行い、地域福祉活動に関する市民の意識や活動実態の把握に努めます。

計画の進行管理にあたっては、少なくとも年1回、行政による関係所管課で進捗管理を行い、計画期間の令和10年度及び令和12年度には天理市地域福祉計画審議会で進捗状況についての点検・評価を行います。

## 成年後見制度利用促進基本計画

### ○ 施策の基本方針

#### (1) 権利擁護の地域連携ネットワークの構築について

市、社会福祉協議会、自立支援協議会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター、サービス提供事業者等の関係機関の連携を一層深め、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職との連携や家庭裁判所からの支援などを得ながら、「チーム」として動くことができるよう、「地域連携ネットワーク」の構築を進めていきます。また、「中核機関」機能を市・社会福祉協議会で担い支援が必要な人への適正な権利擁護支援を実施していきます。

#### (2) 相談支援体制の強化と後見人等の支援

市、社会福祉協議会が連携し、成年後見制度の広報や相談の強化に努め、成年後見制度の利用促進に積極的に取り組み、後見人等支援に関する取組等を推進していきます。

#### (3) 権利擁護における社会福祉協議会との支援連携強化

令和7年度から市社会福祉協議会では法人後見を受託・運営を行い、今後市やその他関係機関と連携を行っていきます。

# 再犯防止推進計画

## 施策の展開

### (1) 保護司会による取組

保護司会は、刑務所出所者等への就労指導・支援と相談窓口としての役割を担い、更生保護女性会や協力雇用主等と連携して、地域全体で再犯防止のための支援と見守りを実施します。

### (2) 更生保護女性会の取組

更生保護女性会は、少年院や至徳会に手作りのお餅や野菜を届け、イベント参加や入所者との交流を通じ、更生保護活動を継続します。

### (3) 協力雇用主・職親企業の取組

協力雇用主・職親企業は、出所者の不安や孤独を和らげるため、就労のほか住居、食事、礼儀指導など多角的な支援を行い、更生意欲を保ち再犯防止を図ります。

### (4) 市の取組

本市では保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンター天理の開設や、事業への助成など保護司会・更生保護女性会が活動しやすい環境を整備していきます。

### (5) 保護司、更生保護女性会等の適任者の確保に関する取組

犯罪や非行をした人の更生と安心安全な共生社会実現のため、地域活動を通じた担い手の紹介や、学校出前授業やボランティア啓発で更生保護への理解を促進します。

# 認知症施策推進計画

## 1 計画策定の背景

本市においても、これまで認知症カフェや予防教室、見守りネットワークづくりなど、地域に根ざした取組を進めてきましたが、今後さらに高齢化が進む中で、認知症の人やその家族を取り巻く課題は多様化・複雑化していきます。そのため、国の基本法や奈良県の計画の理念を踏まえ、地域住民の意見や認知症の人・家族の声を反映しながら、「認知症の人にやさしいまちづくり」を一層推進していくことが必要です。

本市では、これらの背景を踏まえ、今後の諸課題に対応し、誰もが安心して暮らせる持続可能な共生社会の実現を目指し、「天理市認知症施策推進計画」を策定します。

## 2 計画の目的と目標

本計画は、認知症基本法第13条の規定に基づく「市町村認知症施策推進計画」として策定するものです。認知症の予防、早期発見、安心できる支援体制の整備、そして認知症についての正しい理解を広げる啓発活動を総合的に進めていくことを目的としています。

市民の意見や認知症の人・家族や支援者の声を反映し、共に支え合う仕組みを作ることで、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域社会を目指します。

### 3 計画の期間

本計画は「天理市地域福祉計画」と一体的に策定しており、令和8年度を初年度として令和12年度までの5年間を計画期間とします。

### 4 基本理念

#### 「認知症になっても安心して暮らせるまち」

認知症になっても「できること」「やりたいこと」を大切にし、  
仲間とつながりながら希望を持って暮らし続けられるという  
「新しい認知症観」に基づき、認知症を個性の一部として尊重する  
共生社会の実現を目指します。

### 5 基本目標

#### 基本目標Ⅰ 理解促進と普及啓発

地域における認知症に関する正しい知識と理解を深めるための普及・啓発活動や地域の高齢者等の保健利用・介護等に関する総合相談窓口であるまちかど相談室と地域包括支援センターの周知の取組を推進します。

ア 認知症に関する啓発・理解の促進 イ 認知症当事者からの発信支援

#### 基本目標Ⅱ 予防と健康づくりの推進

運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等、認知症の予防に資する可能性がある活動を推進します。

ア 認知症予防に関する活動の推進 イ 介護予防教室と地域のサロン

#### 基本目標Ⅲ 早期発見と早期対応

認知症早期発見・早期対応のためにかかりつけ医・認知症支援推進員、認知症初期集中支援チームの連携強化や認知症の人やその介護者の精神的、身体的な負担の軽減や生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

ア 早期発見・早期対応のための体制整備 イ 本人や家族に対する相談

#### 基本目標Ⅳ 本人と家族の支援・地域の支え合い体制

生活環境において認知症になっても利用しやすい改善、成年後見制度の利用促進、若年性認知症の人への支援体制整備、社会参加を推進します。

ア 地域支援体制の強化